

環 盛 号 外
令和 5 年 3 月 29 日

(公社) 静岡県産業廃棄物協会 理事 様

静岡県くらし・環境部環境局盛土対策課長

静岡県盛土等の規制に関する条例施行規則の一部改正について
(土壌染状況調査の運用の見直し) (通知)

日頃から、静岡県の盛土行政への御理解、御協力を賜りまして、ありがとうございます。

本日、別添のとおり、静岡県盛土等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則が公布されました。

この規則は 4 月 1 日から施行され、申請前に実施する土壌の汚染状況の調査として、「土地の利用状況等の調査」が認められることとなります。

つきましては、貴団体の会員の皆様に対して、このことを周知していただきますようお願いいたします。

記

1 改正の理由及び内容

盛土等許可申請書の添付書類を見直したことに伴い、必要な改正を行った
(第 6 条関係)

2 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日から施行

問合せ先 盛土対策班

電話番号 : 054-221-2137

E-mail : morido110@pref. shizuoka. lg. jp